

行政サービスの品質向上・職員の働き方改革のため試行実施 窓口の受付時間を変更します

市は、行政サービスの品質向上と職員の働き方改革を目的として、窓口の受付時間の短縮を試行実施します。また、試行実施の結果を検討したうえで、10月以降の本格実施を予定しています。

このことを広く周知したく、ぜひ、貴媒体での告知および取材・掲載方、お願いいたします。

概要

- 期間 4月1日(水)～9月30日(水) ▶4月～6月:午前9時～午後4時30分
▶7月～9月:午前9時～午後4時

※市民課市民係の一部窓口については、届け出の審査(他機関との連絡)を当日中に完了できるように、混雑期(3月～4月)の最終受付時間が午後4時までとなります。

- 対象 市役所全窓口

- 備考 詳細は、添付市報をご覧ください。

問い合わせ

国立市 行政管理部

▶職員課 人事・人材育成係(窓口時間短縮・職員の時間外勤務・働き方改革に関すること)、内線(260)

▶総務課 庶務管財係(開庁時間・電話対応に関すること)、(内線250) TEL:042-576-2111

持=持ち物 申=申込方法 問=問い合わせ 電=電話(市外局番042を省略しています) メ=メール ファ=ファクス HP=ホームページ



4月~9月 試行実施

窓口の受付時間を変更します

- ▶職員課人事・人材育成係(窓口時間短縮・職員の時間外勤務・働き方改革に関すること)
- ▶総務課庶務管財係(開庁時間・電話対応に関すること)



全窓口の受付時間を短縮します

行政サービスの品質向上と職員の働き方改革の推進のため、以下の期間で受付時間の短縮を試行実施します。また、市民課市民係の受付時間は、右記をご覧ください。

- ▶4月~6月:午前9時~午後4時30分
- ▶7月~9月:午前9時~午後4時

※試行実施の結果を検討したうえで、10月以降の本格実施を予定しています。 ※各出先機関の受付時間は変わりません。

窓口時間の短縮にあたっては、市民サービスへの影響を最小限にするため、コンビニ交付やオンライン申請の拡充など、DX化の推進を図っていきます。現在利用可能なオンライン申請手続きは、市HPをご覧ください。



市HP

市民係(住民異動窓口)の受付時間

届け出の審査(他機関との連絡)を当日中に完了できるように、混雑期の受付時間を短縮します。

- ▶3月31日(火)まで:各日午前8時30分~午後4時
- ▶4月1日(水)~5月8日(金):各日午前9時~午後4時
- ▶5月11日(月)~:全窓口の受付時間と同様

3月~6月はコンビニで、各種証明書を10円で取得できます

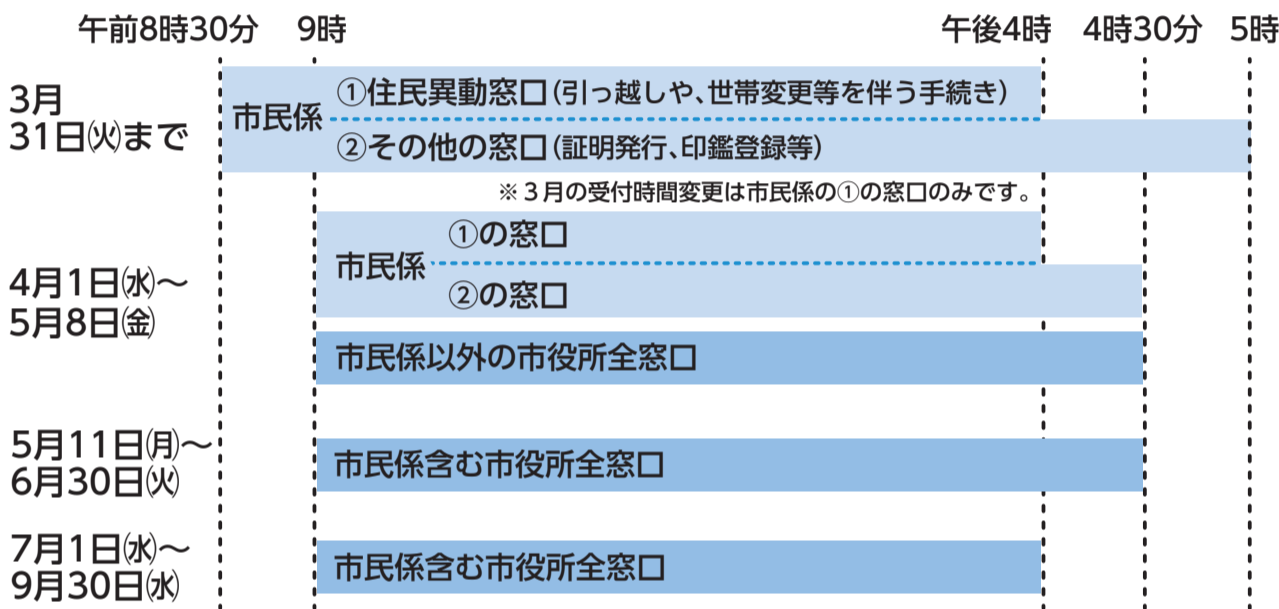
窓口の混雑緩和にご協力ください。詳細は、市HPをご覧ください。



市HP

市民課市民係 576-2117

窓口の受付時間(土・日曜・祝日除く)



市民サービスへの影響(約9割の方が午前9時~午後4時に来庁していること)を踏まえ、受付時間の見直しを行います。また、市民の利便性向上と行政運営の効率化を図るための取り組みを推進します。ご理解・ご協力をお願いします。



くにニヤン。(© 国立市観光まちづくり協会)

窓口時間短縮導入の背景および構造的課題

- ①時間外勤務の常態化
開庁時間と勤務時間が同一のため、開庁前準備や閉庁後の事務処理等により時間外勤務が構造的に発生。
- ②業務改善・政策立案の余力不足
窓口職場では業務時間の多くが窓口対応に充てられるため、部署間の打ち合わせや業務改善、政策立案に充てる時間の確保が困難。
- ③他自治体の動向
全国で同様の動きが拡大しており、都内でも墨田区や福生市等が相次いで導入し、多摩地域でも近隣を含む複数の市が令和8年度中に導入予定。

期待される効果

- ▶市民サービスの向上
政策立案や業務改善時間の確保により、市民サービスの向上を図ります。
- ▶職員の働き方改革
時間外勤務の削減により、職員のワークライフバランスの改善を図ります。
- ▶持続可能な行政運営
働き方改革により、人材確保と定着を図ります。時間外勤務手当と光熱費の削減により、行政コストの削減を図ります。



4月の相談予約

市役所1階まちの振興課 576-2111(代) (内線) 178



予約受付開始 3月25日(水)午前9時~(電話可) ※事前予約・定員制・無料。

くにたち 男女平等参画ステーション パラソル 501-6990



予約受付中 ※事前予約・定員制・無料。

相談名	日時	担当	相談名	日時	担当
法律	1日(水)・15日(水) 午前9時~11時30分	弁護士	登記・法律	9日(水)・23日(水) 午後2時~4時30分	司法書士
	8日(水)・22日(水) 午前9時~午後4時		相続・遺言等 書き方	10日(金) 午前9時30分~正午	行政書士
税務	2日(水)・16日(水) 午前9時30分~正午	税理士	交通事故	24日(金) 午前9時30分~正午	弁護士
			労働・年金	16日(水) 午後2時~4時	社会保険労務士
人権	3日(金) 午前10時~正午	人権擁護委員	行政	23日(水) 午前10時~正午	行政相談委員
不動産	10日(金) 午後2時~4時30分	宅地建物取引士	外国人	随時受付	英語・中国語・韓国語ほか

相談名	日時	担当	時間/回
法律相談(離婚、ハラスメントなど)	11日(水)・25日(水) 午後1時30分~4時	弁護士	30分
みらいのたね相談(就業など)	19日(日) 午前10時~正午	キャリア カウンセラー	50分
悩みごと相談	13日(月)・27日(月) 午前11時~午後3時30分	心理カウンセラー	50分
SOGI相談(性的指向、性自認など)	14日(火)午後4時~6時 26日(日)午後2時~4時	専門相談員	50分

※相談の申込・変更の期限は、各相談日の前日(開庁日)の午後4時まで。 ※各種相談はそれぞれ年度内3回まで利用可能。1回30分。 ※人権相談は回数の制限なし、電話での相談可。1回あたり1時間。